

---

# パンデミックと超監視社会の可能性

大屋 雄裕  
Ohya Takehiro

---

## 1 パンデミックと国家の監視

新型コロナウイルス問題のなかで、主として感染拡大の防止対策に向けて国家による監視が強められていることは、多くの人が意識しているだろう。外出や集会の規制、店舗の営業時間規制などを実効的に強制するためには、もちろんその遵守状況をチェックする必要がある。ヨーロッパ諸国においては、警察や（フランス、イタリアなどそれが存在する国では）国家警察としての憲兵が動員され街頭での取り締まりにあたっているし、日本でも新宿・歌舞伎町において、営業自粛要請への対応を見極め一般客に対しても早期の帰宅を促すために警察によるパトロール活動が行なわれていたことを報道で知った人も多いただろう。

感染拡大防止の中心的な対策として取り組まれていたコンタクト・トレーシングと呼ばれる活動にせよ、その内実は市民の行動に対する監視にほかならない。それは判明した感染者（正しくは検査による陽性反応者だろうが、本稿ではそのあいだの違いなどに関する医学的な厳密さは追求しないこととする）から過去の行動や移動先、そこで誰とどのような行為を共にしたかといった情報を聞き取り、感染の危険が一定以上に生じたであろう濃厚接触者を割り出し、彼らにも検査と聞き取りと同様の対応をとることによって、存在したかもしれない感染のネットワークの全貌を明らかにし、まとめて根絶しようという取り組みである。その意味でそれは、プライベートな人間関係や政治・宗教・病歴といったセンシティブな側面を含む市民の生活を根こそぎに可視化しようとする営みにならざるをえないだろう。たとえば韓国においては、ゲイバーで発生したクラスターをもとにトレーシングが行なわれた結果として、検査・協力への忌避や情報隠蔽など相当の社会的混乱が生じたと報道されている<sup>(1)</sup>。

一方でわれわれはそれが危険な感染症への対応として必要不可欠であることを認めながら、そこに含まれる潜在的な危険性に困惑せざるをえないのではないだろうか。たとえば犯罪が発生した際に警察が同様のことを試みるとき、そこに潜む濫用の危険は絶えず意識されてきたはずだ。だからこそ、本来の枠組みとしては令状主義のような法的コントロールによって、近時重視されているところでは取り調べ過程の録音・録画のように物理的な手段を通じて、それを統制することが試みられてきたのである。同様の問題への懸念は、コンタクト・トレーシングには存在しないのだろうか。

警察のように国家権力を行使するための機関ではなく医療関係者の手によるものだから、あるいは犯罪捜査を通じた治安の改善という公益ではなく対象者と周囲の人々の健康という

私益を保護するためだから大丈夫なのだと言われるだろうか。しかし犯罪捜査にも、この社会に住むわれわれ一人ひとりの安全・安心を守るという私益に関する意義があるはずだし、医療関係者が社会に生きる人々の健康に配慮した結果として発生した不当な隔離と人権侵害の危険性について、特にわが国におけるハンセン病の事例を想起すれば、忘れるわけにはいかないだろう。われわれはあまりにもやすやすと、市民的自由への干渉を受け入れてしまっているのではないだろうか。

われわれが生きている物理的な世界における監視だけではなく、電子的な活動ももちろん強化されていた。台湾、韓国、シンガポールなどの国々は感染拡大のコントロールに早期に成功したと評価されてきたが、それを可能にした重要な手段のひとつはスマートフォンに内蔵された衛星測位システム（GPS）が記録する位置情報であり、それを活用した隔離政策や電子的なコンタクト・トレーシングである。

私たちの生活を快適にし利便性を高める道具であるスマートフォンは、同時に私の情報を収集し分析・記録し続けるデバイスでもある。多くの機器にはGPSが組み込まれ、利用者がどこにいるか・どのように移動したかを記録し続けている（そうでなければ立ち寄り先の近所にある評判のいい喫茶店の情報が表示されるはずがない）。iPhoneのように、特定のアプリがどの程度・どこで位置情報を利用したかを教えてくれるスマートフォンもあるが、必ずしもそのように利用者によるコントロールに配慮したシステムだけが存在しているわけではない。

近くの端末を自動的に感知し、たとえば私がソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）でみかけたかわいい猫の写真をシェアするようなことを可能にするシステム（近距離無線通信のためのBluetoothという技術を利用している）はただちに、私が誰といつ近距離で接していたかを探し出すシステムにもなるだろう。私たちの便利で快適な生活を支える電子情報デバイスは、私に対する個人的な情報収集の手段を内包することによって、社会的な情報収集と監視のシステムへとたやすく変貌するのだ。

もちろん、収集された情報がある個人のものとして分析されるためには、それらを統合して把握するためのアイデンティフィケーションが欠かせない。たとえば特定の店舗を訪れた顧客のような群として、あるいはそれを年齢や性別で区分した層として扱うのではなく、特定のIDをもつ個体として分析することによって、より私の属性に対して絞り込まれ精度の高く快適な情報が用意されるようになるだろう。全市民に向けられたNHKのテレビニュース、20代女性を主要な読者とする雑誌、そしてさまざまなニュースに対するこの私の反応を収集してカスタマイズした情報を並べ出すスマートフォンのアプリの、それぞれがどの程度私にとって効率的であり快適かを考えてみよう。インターネットの世界では、GoogleやAppleのアカウントがそのような統合を可能にする鍵としての機能を果たしている。では現実の世界においては？ われわれは先に挙げた各国が——さまざまな社会的背景により——特にわが国の貧弱極まるマイナンバー制度などとは比較にならないほど強力な国民ID制度を確立していることを想起するべきだろう。

## 2 強化され固定化される監視

それでも——感染症とそれによる生命の危険がいま・そこにある明確なもの（clear and present danger）である以上、そのような利用もやむをえないと多くの人は言うだろう。国境管理とロックダウン（都市封鎖）という物理的手段により感染者数を世界でも最低の水準に抑え込んだニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相が総選挙で大勝利を収め（2020年10月）、電子的な監視と追跡を駆使して感染拡大の阻止に成功した台湾の蔡英文総統の支持率が——その重要な原動力であったデジタル担当大臣オードリー・タンのこともよく知られるようになった——2020年5月に70%を超える過去最高の水準まで上昇したことは、主権者であると同時に監視の対象でもある人民自らがそのような選択を肯定している証拠だと考えることができるかもしれない。

だが問題は、そのような監視の強化と生活への干渉が一時的なもの——感染症によるパンデミックという特殊な状況下——でのみ受け入れられる非常手段にとどまる保証がどこにあるかということではないだろうか。

パンデミックの起源となり、初期対応のまずさ（主として問題の隠蔽と不確実な情報の拡散）によって世界的に強い非難的になった中国は、多種多様な強権的手段を駆使することによってすでにパンデミックの抑制に成功したかのように、少なくとも振る舞っている。最初の感染拡大地域であった武漢はその全体が封鎖され、人々の出入りだけでなく内部における市民の移動や外出も厳しく制限された。中国全土から動員された医療関係者が投入され、治療と予防のために活躍した。スマートフォンのアプリを用いた監視も、もちろん利用されている。学校・商店・住宅のブロック等々に立ち入る際にアプリの画面を示すことが求められ、感染の危険が一定以上存在すると推定された場合には自警団により行動が制約されるようなシステムも、多くの都市で確立されていた。たとえば「健康ID」というアプリは利用者のリスクを緑・黄・赤の三段階で表示し、黄色であれば7日間、赤であれば14日間の行動制限が課せられるという。

いま言及したように、電子的な監視を通じた分析を機能させたのが、現実的な監視と強制のシステムである。田中信彦は、コロナ問題対策の実現についても「居民委員会」（都市部）「村民委員会」（農村部）と呼ばれる自治的組織が活躍していたことに注意を促している<sup>(2)</sup>。隔離生活を見張り、世話し、問題があればしかるべき組織に通報することも、多くは定年退職後にこれらの組織に所属している人たちだという。情報の世界（サイバー）と物質の世界（フィジカル）を股に掛け、両者を結合したコントロールを実現することによって感染症からの自由という価値を実現した中国のシステムこそ来るべき社会、Society 5.0の姿だと言え、皮肉がすぎるだろうか<sup>(3)</sup>。

だが中国だけではなく、パンデミックへの対応を契機とした電子的な監視の強化は、世界のさまざまな場所で実現しつつある。ベトナムでは、以前から試みられていたメディア規制がコロナウイルス問題のなかで強化され、実効性を上げつつあるという。同国政府はインターネットへの監視を強化するサイバーセキュリティ法（No. 24/2018/QH14）により Facebook

に対し反政府的な投稿の削除を要請していた。コロナウイルス問題の渦中にあった2020年2—4月にかけて、複数の国営通信会社の関与が疑われるアクセス障害により同国内からのFacebook利用が大幅に制限され、結果的に同社はベトナム政府の要請に従うことを余儀なくされたという。またそのさなかには、不十分あるいは不正確な情報であることを根拠としてソーシャルメディアを規制することを認めた政令（No. 15/2020/ND-CP）も公布されている<sup>(4)</sup>。

ブラジルでは、連邦の政府機関が保有する多くの個人情報を「市民基本台帳」（CBC: Cadastro Base do Cidadão）に統合する法律が2019年10月にすでに制定されていた。その対象には、氏名や家族構成のような基本情報から現在の雇用状況、さらには個々人の医療や健康に関する情報や生体認証のための情報までが含まれるとされている。顔認証のためのプロフィール、虹彩の画像、指紋や声紋、さらには存在する場合には遺伝子配列までがCBCによって統一的に把握されうるというのである<sup>(5)</sup>。そして、コロナウイルス問題のさなかでも（それどころか同国のジャイル・ボルソナロ大統領自身がウイルスに感染するという騒動まで巻き起こしつつも）CBCへのデータ統合が着実に進められる一方で、収集されたデータの利用を統制する同国の個人情報保護法（LGPD: Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais、欧州連合〔EU〕の一般データ保護規則〔GDPR〕の強い影響を受けているとされる）の施行は2021年5月へと延期された。2億人以上に上る顧客のデータを政府の統計機関であるブラジル国家統計局へと引き渡すことを電気通信事業者に義務付ける法令（MP 954/2020）も、パンデミック下での世帯調査を名目として2020年4月に導入された（8月に連邦最高裁によって差し止められている）。

### 3 超監視社会への胎動？

わが国もその例外ではない。コロナ対策として計画された特例給付金の支給事務がかなりの混乱をきたしたことへの反省を踏まえ、すべての国民に対し受給用の口座情報を届け出るよう求めたうえでマイナンバーと紐付けて管理するとか、逆に金融機関に存在するすべての口座にマイナンバーを登録するよう求めるといった提言も行なわれた。このうち給付用の口座を届け出ることについては同様の施策の効率化に対して一定の合理性があるだろう。仮に政府に情報が把握されることを望まない市民がいれば普段利用しているものとは別に専用の口座を開設すればいいだけなので、プライバシーに関する懸念も小さいはずだ。しかし後者については——預金情報の名寄せを容易にし架空名義による口座開設を阻止することによってマネーロンダリングや脱税への対応策を講じることができるという意味において政策的な有用性があることは否定できないにせよ——コロナ対策や給付の効率化と何の関係もないことは明らかだろう。リベラリズムと人権保障という観点に立っても否定できない公衆衛生上の配慮を口実として利用し、国民の情報を把握したいという欲望からは、わが国のような民主政国家であっても逃れ難いように思われる。

コンタクト・トレーシングや接触確認についても、コロナウイルスがおそらくは飛沫感染<sup>(6)</sup>するのに対し、より危険性の高い空気感染<sup>(7)</sup>する感染症も存在するし、現にわが国においても公衆衛生上の懸念を生じさせている以上、今回の危機における対応を超えて一般的・日常的に展開することを検討すべきだという声もある（具体的には結核と麻疹<sup>はしか</sup>のことだが）。もちろ

ん、そこで想定されている感染症のリスクは現実に存在する客観的なものであり、その正当性のある程度は認めることができるにせよ、特に位置情報も併用した公衆衛生的に価値の高いコンタクト・トレーシングが日常的に活用されることは、プライバシーや政治的自由に関するさまざまな懸念を引き起こすだろう。

世界各国がパンデミックによる深刻な経済縮小に苦しむなか、だが報道によれば5%を超える成長率を実現した中国はおそらく、自らの体制こそが危機を最も適切に掌握・処理できているという自信を深めているだろう。プライバシーや自己決定権に守られた私たちの分散的判断が市場と民主政治を通じてコーディネートされていくというリベラルデモクラシーの社会システムではなく、集中された権力による統治が、市民の幸福を実現するために徹底した監視に基づく配慮＝干渉を実現するというシステム——ある意味で植民地総督府功利主義（government house utilitarianism）の徹底した実現形態、あるいは自由と幸福の関係における中国モデル——が正当性を呼号するとすれば、パンデミックという危機のあとに私たちの日常はかつての姿へと——「放っておいてもらう権利」（the right to be left alone）に守られた私たちの世界へと——戻ることができるのだろうか。それともわれわれは超監視社会の到来を受け入れざるをえないのだろうか。

#### 4 情報利用の方向性

性急にその問いへと向かう前に、情報の二通りの使い方の違いについて確認しておくべきだろう。それは前向き（prospective）と後向き（retrospective）という、われわれの事実への向き合い方に関する問題である。

たとえば小児に対する性犯罪の前歴者にGPSを内蔵した足輪の着用を義務付けるという政策を想定しよう。対象者の行動が常にモニターされ、小学校やプールのように彼が再犯に及ぶリスクが高いとあらかじめ想定された施設から一定の範囲に入るとアラームが鳴り、警察が駆け付けて彼を拘束するような利用法を想定すると、一方では相当のリスクを事前に消去することができ、特にPTAなど新たな被害の対象になりうる人の関係者が抱くかもしれない不安も除去することができるだろう。

しかし同時にそれが彼の更生に向けた生活の大きな障害となることも確実に予測される。収監中の労役経験を生かし庭師としての就職に成功したとして、顧客の家がたまたま小学校の近くであれば依頼を断わらざるをえないだろうし、その説明にも窮することになるだろう。発生しうるリスクをあらかじめ予期し・将来に向けて対応するという前向きの利用は必然的に推定という確実性の劣る手段を含んでいる。特に、リスクや不安を除去することを重視した場合には万一の見逃しが生じないよう問題となる可能性があればすべてを規制する方向へインセンティブが働くだろうから、現実に高い再犯傾向を有していたり、疑われるべき行動（理由もなく小学校の周囲をうろついて、中を覗き込むといったような）をとっているような対象だけでなく、危険かもしれない対象をすべて問題視するようになるだろう。その結果、このような前向きの情報利用は、真に更生したようなリスクの低い主体への過大な制限をもたらすのである<sup>(8)</sup>。

これに対し、対象者の位置を記録し続けるが外部に通信するようなことはなく、一定の正当な必要性が生じたときにのみ機器内部の情報が参照されるようなシステムはどうだろうか。たとえば小学生に対する性犯罪が（不幸にも）発生し、対象者の姿が付近で目撃されたとすれば、一定の手続きにより足輪のなかの情報が開示され、彼が関与したかそうでなかったのか（たまたま犯行現場の付近にある顧客の庭に行っていただけなのか）が判明するだろう。このとき、彼の行動や自己決定に支障は生じているだろうか？

もちろん、所在が記録されており一定の場合に正しく同定されてしまうことは、彼を再犯から遠ざけるのかもしれない（あるいは事件が発覚しないようにうまくやっつけてやろうとたくらむインセンティブを与え、それがなかなか大変であることに気付いてやむをえず断念するといったややこしいプロセスが生じるかもしれない）。しかしわれわれの多くが信じるところによれば、そのように他者を害しないような行動へと人々を（規制するのではなく）誘導することに、道徳的その他の問題はそれほど存在しないはずである。彼自身が真に更生しているのであれば、所在情報が明らかになることは（類似の事件が彼の周囲で発生した場合において）むしろ彼の利益になるかもしれない——目撃者の記憶は前歴者に対する偏見で曇るかもしれないが、GPSが偏見に左右されることはないだろう。一定のトラブルが実際に発生したあとで過去を振り返って検証する情報の後向きの利用はこのように、個人の人生に与える影響を最小化したうえで事態のよりよい解決を志向するのだ<sup>(9)</sup>。

もちろん、そこに一定のリスクが消え去らず残っていることには留意する必要がある——彼は足輪でたやすく捕捉されることを知りながら、欲望に耐えきれずに再犯に及ぶかもしれない。すると問題は、リスクやその影さえも除去するために個々人の自己決定に多大な制約を課すようなエコシステムと、自由のために一定のリスクを許容する社会のどちらをわれわれが望むのかということになるだろう。

## 5 いくつかのモデル、いくつかの未来

重要なのは収集する情報の量だけでなくその利用法によっても、社会それ自体やその内部における自由のあり方が大きく変貌するということである。そしてまずわれわれは、一方に大量の情報を収集し・かつ・それを前向きに——一定の誤爆の可能性を知りつつ全体の幸福のためにそれを無視して——利用するようなエコシステムの存在が想定されるし、それは少なくとも一定の不条理でない基準によって正当なものと主張されうるだろうことを認める必要があるだろう。もちろんわれわれは現在の中国社会のあり方をそこに重ね合わせて理解することができるだろうし、それが単に暴力の独占に支えられた権力者から国民への一方的な配慮のモデル（植民地総督府功利主義）にとどまることなく、個々の政策や実現した社会状態への国民による評価を取り込み・反映するシステム——だがもちろん複数政党制と選挙に支えられた代表民主政によるのではなく、現実の社会やインターネット上における人々の振り舞いからその満足度や幸福度を推定するような監視のメカニズムによって<sup>(10)</sup>——へと進化する可能性を覚悟しておく必要があるだろう<sup>(11)</sup>。

これに対し、単純に情報収集をあきらめ、それにより公衆衛生を典型とするさまざまな分

野において政策実現効率が大きく低下することを甘受するのも、その反対側に想定されるひとつの（合理的かどうかはよくわからないが）社会像であるに違いない。

だがそのように対極的なシステムに加え、多くの情報を集めつつもその利用法に適切な規制を加え、可能な限り後向きの利用にとどめることでリスクと自由のバランスを志向する社会のあり方もまた、いわばそれらの中間に想定しうるのではないだろうか。

厚生労働省が提供している「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（略称「COCOA」）と、その技術的な基盤である Exposure Notification Framework（AGF）について想起しよう。AGFは、機器を動作させるための基本ソフト（OS）に組み込まれた機能と、それを外部のアプリから利用するための仕組み（API）——いわば窓口とかそこで行なう利用手続きのようなもの——から成り立っており、スマートフォンOSのシェアのほとんどを占めている Apple と Google が作成し、各国政府などの利用に向けて提供している。一方、すでに言及したシンガポールなどのコンタクト・トレーシングアプリは、各国が独自に開発したものである。

それらと異なる AGF の最大の特徴は、位置情報の利用を許さず、他の端末（それを所持しているであろう個人）との接触履歴を記録するにとどめ、かつそれを端末から外に出さないという点にある。陽性者の情報は、たとえば政府のサーバーへと送信され集積されたあらゆる個人と個人の接触履歴と照合されるのではなく、各人の管理する端末へと送られ、そこで端末内部に記録された各人の接触履歴と照合されることになっている。このため、合致したという情報＝濃厚接触が発生したことも端末の持ち主にのみ通知され、端末から外に出ることがない。

公衆衛生の観点からはこのようなシステムについて、位置情報を利用できないので一定のタイプの感染をトレースできないとか（換気の悪い室内で、特定の個人と長時間の接触はないがウイルスが広がってしまったようなケースが想定されるだろう）、どの程度の濃厚接触者がシステム上検知され、そのうち何人が対応をとったのか——保健所に連絡して PCR（複製連鎖反応）などの検査を受けたのか——がシステム側からわからないため、感染拡大防止の手段としては弱すぎるとの批判がみられるようである。このため、おそらくは人権を重視する民主主義国家であろう西欧諸国においても独自の設計に基づく（AGF を利用しない）コンタクト・トレーシングアプリを開発する動きもみられる<sup>(12)</sup>。

しかし、AGF が感染追跡の手段としては弱すぎる（側面をもつ）ことが明らかであるにもかかわらず、Apple や Google は何故そのような機能を開発し、提供することを選択したのだろうか。個々人の行動や選択を記録し収集するためにより強力に公衆衛生的に有用な機能を、何故あえて封印したのだろうか。

その答えを国家に対する不信に見出すことは、おそらく不適切ではないだろう。注意すべきなのは、Apple や Google の OS を搭載したスマートフォンは世界中で使用されており、そのなかにはリベラルデモクラシーの確立した国家も、権威主義的あるいは専制的な国家も存在するということだ（新たな統治モデルとしてのハイパー・パノプティコン〔全展望監視システム〕を提唱する政府さえ、そこには含まれているかもしれない）。その条件下で利用者の自由と安全を守るための提案が AGF であるという規範的な意義を、われわれはそこに読み取るべきでは

ないだろうか。

われわれ一人ひとりの個人の自由や権利を国家から守るために、企業が——しかもその独占的地位における振る舞いについてしばしば批判の対象になっている巨大IT企業が——行動しているという新たな状況がそこに存在しているとして、国家としてはその動きをどのように理解し受け止めるべきなのだろうか。そのような抵抗を許さず、政府の下にすべてを一元化したシステムへと屈服することを迫るのか、彼らの疑念に応えるガバナンスのあり方を示そうとするのか、それとも政府固有の責務などないかのように彼らの手にすべてを委ねてしまうのか。そして被治者であり主権者であるわれわれ国民は、そのどれを評価するのだろうか。

その選択はなお開かれており、帰趨もまだ明らかではないだろう。そのような選択がわれわれの前にあることのみを指摘し、本稿を閉じることにしたい。

- (1) たとえば「韓国・梨泰院のクラスター、新型コロナ感染102名に ゲイの濃厚接触者の追跡がネックに」『ニューズウィーク日本版』2020年5月12日、<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/05/101-3.php>.
- (2) 田中信彦「徹底的な隔離はなぜ実行できたのか——中国の『大衆を動かす仕組み』の底力」『NEC business leaders square wisdom』2020年3月27日、<https://wisdom.nec.com/ja/series/tanaka/2020032601/index.html>.
- (3) わが国の将来的な社会像として掲げられている「Society 5.0」については、たとえば、[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)において、内閣府の政策として説明が加えられている。その規範的意義については、たとえば以下で検討を加えている。大屋雄裕「Society5.0と未来の統治」『三色旗』829号（慶應義塾大学出版会、2020年）、25-32ページ。
- (4) いずれも本木真理子「ベトナムのコロナ対策成功の要因——プロパガンダの光と影」『CALE NEWS』No. 45（名古屋大学法政国際教育協力研究センター、2020年）、9ページによる。
- (5) リチャード・ケメニー「コロナ禍のどさくさで国民データの収集を進めるブラジルの危うさ」『MIT Technology Review』2020年9月14日、<https://www.technologyreview.jp/s/218403/brazil-is-sliding-into-techno-authoritarianism/>.
- (6) 呼気から発生する飛沫が粘膜などに付着することで感染する。飛沫は水分を含んでいるために重く、近距離に散乱する。
- (7) 飛沫から水分が蒸発した軽い飛沫核の状態になっても病原性が保たれるため、より長時間・長距離に影響が及ぶ。
- (8) このように一定の属性や行動から対象の性質を推定するという手法の典型がプロファイリングである。それが常に一定の不確実性を内包しているにもかかわらず、あたかも客観的・中立的な事実であるかのように理解されることの問題性については、たとえば山本龍彦「AIと『個人の尊重』」、福田雅樹・林秀弥・成原慧編『AIが繋げる社会——AIネットワーク時代の法・政策』、弘文堂、2017年、320-343ページ、山本龍彦『おそろしいビッグデータ——超類型化AI社会のリスク』、朝日新聞出版、2017年、を参照せよ。
- (9) この例に示されている事前規制と事後規制の相違については、以下で論じている。大屋雄裕『自由とは何か——監視社会と「個人」の消滅』、筑摩書房、2007年、136-147ページ。
- (10) 日立製作所が、職場における行動から従業員の幸福度を測定することにより企業のマネジメントを支援する計画を提唱していることを想起せよ（同社「ニュースリリース」2020年6月29日、<http://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2020/06/0629.html>）。

- (11) この可能性は梶谷懐と高口康太によって、前者を「総督府功利主義のリベラリズム」、後者を「ハイパー・パノプティコン」という概念——大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か? —— 21世紀の〈あり得べき社会〉を問う』、筑摩書房、2014年、で用いたもの——に重ねるかたちで提起されている。参照、梶谷懐・高口康太『幸福な監視国家・中国』、NHK出版、2019年、第6章。
- (12) たとえばイギリスのうち、イングランドとウェールズは当初AGFから独立したアプリの開発を目指したが、技術的な困難のゆえに断念したと報道されている (Leo Kelion, “UK virus-tracing app switches to Apple-Google model,” *BBC News*, 18 June 2020, <https://www.bbc.com/news/technology-53095336>)。スコットランドと北部アイルランドはAGFを利用したアプリの提供・運用をすでに始めている。フランスは感染者情報とのマッチングをサーバー側のデータベースで行なうような集中型の独自の手法を用いているが、開発・運用とも難航している (Romain Dillet 「フランスが新型コロナ接触者追跡アプリをリブランディングしてダウンロード促進を狙う」『TechCrunch Japan』2020年10月24日、<https://jp.techcrunch.com/2020/10/24/2020-10-22-france-rebrands-contact-tracing-app-in-an-effort-to-boost-downloads/>)。

---

おおや・たけひろ 慶應義塾大学教授  
[http://www.law.keio.ac.jp/~t\\_ohya/](http://www.law.keio.ac.jp/~t_ohya/)  
t-ohya@keio.jp